

4 防災 Q & A

Q.「自主防災組織」ってなんですか？

地域の住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。私たちの住む地域に大規模な災害が発生した場合には、貴重な財産だけではなく、多数の尊い人命が失われてしまうことがあります。

災害時には、道、市町村、消防機関などの防災関係機関は全力をあげて、防災活動を行います。さまざまな悪条件が重なった場合、活動能力の低下が懸念されます。

阪神淡路大震災では、救助された約95%の人が、自力または家族や隣人が救助したという報告もあり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもとに地域ぐるみで災害に備える自主防災組織の活動は、被害の軽減に大きな役割を果たします。



◆地域の安全を守る自主防災組織の活動にあなたも参加しましょう！

●自主防災組織を結成するためには…

1. 自主防災組織というための要件	地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。(役場等に許可や届出の手続きは必要ありませんが、連携して活動するため結成したことを役場等にお知らせください。)
2. 自主防災組織を設置して活動することの効果	災害時には、家族、隣近所、町内会等が連携して組織的に行動することで、各自がばらばらに行動するより、被害を極めて少なくすることができます。
3. 自主防災組織の作り方	町内会や自治会等内部に防災活動を組み入れて組織化する場合、または新組織を結成する場合の大きく2つの方法があります。
4. 自主防災組織の取り組み事例	防災マップの作成・配布、防災訓練の実施など

◆自主防災組織の結成などについては、お住まいの地域の市町村にお問い合わせください。

Q.「防災の日」、「防災とボランティアの日」ってなんですか？

●防災の日／防災週間



大正12年9月1日に発生した関東大震災を教訓とするため、昭和35年に9月1日を「防災の日」と制定されました。

「防災週間」は、政府、地方公共団体など関係機関をはじめ、広く国民が台風、高潮、津波、地震などの災害についての認識を深め、これに対処する備えと心構えをもってもらったための普及啓発を図る週間として、昭和57年「防災の日」を含む1週間に設けられ、その翌年、毎年8月30日から9月5日までの1週間と定められました。防災週間期間中は、防災訓練や展示会など全国各地で防災に関するさまざまな行事が行われています。ご家庭でもこの機会に家族防災会議を開いてはいかがでしょうか。

●防災とボランティアの日



平成7年1月17日の阪神・淡路大震災でボランティアの活動が注目されたことをきっかけに、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15～21日を「防災とボランティア週間」と定められました。

防災ボランティア活動には、災害直後の被災地での活動だけでなく、募金や被災地の特産品の購入などの地域活性化・経済活性化への協力、家具の転倒防止の手伝いなどの日ごろの防災活動といったさまざまな形があります。防災ボランティア活動は、防災のあらゆる局面で期待されています。